

前回廃棄物部会での主な御意見と対応案（第二次食品ロス削減推進計画）

No.	記載箇所	委員御意見 (令和7年度第3回廃棄物部会)	事務局回答 (令和7年度第3回廃棄物部会)	対応案
1	第二次計画における「フードバンク」に係る目標値： 第2章 食品ロスに関する現状と課題 2-2 目標の達成状況 表3 第一次計画の目標達成状況 (p.10) 第3章 計画の理念と目標 3-2 計画の目標 表4 第二次滋賀県食品ロス削減推進計画における指標と数値目標 (p.13)	フードバンクの認知度について、素案p.10は一次計画の目標値が80%で、素案p.13では2030年度の目標値が50%となっている。目標値が急に下がっているように受け取られるなど、齟齬があるように感じた。この点について、考え方や整理の違いがあれば教えてほしい。	フードバンクの認知度について、2030年度の目標値を50%としているのは、第一次計画で設定していた80%はやや高かったとの認識があり、現実的な数値に見直した結果である。全国的にも国の調査では認知度が40%台にとどまっており、滋賀県だけが特段低いわけではないこと、また過去の実績を踏まえると、次の5年間で80%を達成するのは難しいと判断した。したがって、まずは現実的な目標として50%を目指すこととし、段階的に引き上げていく考え方で今回の目標値を設定している。	【一部修正】 フードバンクについては、食品寄附の実践を重視し、指標「フードバンクについての認知度」を「フードバンク団体等に食品を寄附している人の割合」に置き換えました(答申案p.13)。 <修正前> 指標 フードバンクについての認知度 <修正後> 指標 フードバンク団体等に食品を寄附している人の割合

No.	記載箇所	委員御意見 (令和7年度第3回廃棄物部会)	事務局回答 (令和7年度第3回廃棄物部会)	対応案
2	第二次計画における「事業系食品ロス」に係る目標値： 第3章 計画の理念と目標 3-2 計画の目標 表4 第二次滋賀県食品ロス削減推進計画における指標と数値目標 (p.13) (2)事業系食品ロスの年間発生量 (p.14)	素案p.12に、国が食品ロス量を60%削減する目標を設定していると記載されているが、県として「国に従って60%削減を目指す」と明確に書いている箇所がどこにあるか。また、これは事業系食品ロスに関する何か改めて確認したい。	国の食品ロス削減目標(60%削減)については、素案13ページの表の下に記載している「目標の考え方」の中で整理している。事業系食品ロスについては、素案13ページの11行目から14行目にかけて、「国の目標に準じて」という考え方を明記しており、その中で削減目標を設定している。60%削減は事業系食品ロスに関する目標であり、家庭系食品ロスは50%減を目標にしている。	【一部修正】 「目標の考え方」を整理しました(答申案p.14)。 <変更前> 食品ロスが多く発生している現在の状況には多くの課題があります。このため食品ロスを削減していくことは必要であり、その進捗を確認するためこの項目を目標としました。 平成12年度(2000年度)比で、令和12年度(2030年度)までに事業系食品ロス量を60%削減させるという国の目標に準じて、算出しました。 <変更後> 平成12年度(2000年度)比で、令和12年度(2030年度)までに事業系食品ロス量を60%削減させるという国の目標に準じて、令和12年度(2030年度)までに0.8万tとすることを目指します。 本計画の目標は、令和10年度(2028年度)推計値で0.9万tとします。これは、食品ロス量に係る統計が2年度遅れで公表されるためです。

No.	記載箇所	委員御意見 (令和7年度第3回廃棄物部会)	事務局回答 (令和7年度第3回廃棄物部会)	対応案
3	学校教育： 第4章 施策の方向性と食品ロス削減の取組 4-1 施策の方向性 (1) 普及啓発等 (p.15)	素案p.14の「知識や意識の向上」の記載について、丸1つ目の「県民や事業者等が～関心を深めることができるよう」という部分の主語は県民や事業者等であり、「教育および学習の振興、啓発および知識の普及を行います」という部分の主語は滋賀県であると理解しているが、滋賀県として具体的にどのような取組を想定しているのかを教えてください。	当該箇所の主語は県であり、具体的な取組としては、別冊に記載しているとおり、学校教育等を通じた取組の支援を想定している。学校においては「食育の日」などの機会を活用し、食事の重要性や感謝する心の育成を通じて、給食を残さないなど食品ロス削減につながる取組が進められている。 また、児童・生徒に限らず、食育だよりや試食会等を通じて保護者も含めた食育を推進しており、県としては、学校教育と家庭を含めた形で知識の普及や意識向上を図る取組を行っている。	【一部修正】 いただいた御意見を踏まえ、原文のニュアンスが変わらない範囲で微修正いたしました。
	第4章 施策の方向性と食品ロス削減の取組 4-2 基本的施策 4-2-1-1 教育および学習の振興、普及啓発等 (2) 学校教育等を通じた取組の推進 (p.16)	(事務局の回答に対して) 今回この質問をしたのは、教育という言葉が出ると、学校現場に対して多くの取組が求められがちで、その温度差や負担感が懸念されたためである。そのため、素案p.17(オ)では意図的に具体的な取組内容を詳細に書かず、この程度の書きぶりにとどめているのだと理解しており、この水準であれば学校現場でも対応可能であると考え。「これをやりましょう」「あれをやりましょう」と具体的な項目まで踏み込んで記載すると、県が主導して実施している形になり、学校現場にとっては対応が困難になるおそれがあると感じたため、その点を確認したく質問した。	—	

No.	記載箇所	委員御意見 (令和7年度第3回廃棄物部会)	事務局回答 (令和7年度第3回廃棄物部会)	対応案
4	事業者、消費者へのインセンティブ： 第4章 施策の方向性と食品ロス削減の取組 4-2 基本的施策 4-2-3-2 事業者等の取組促進 ・三方よしフードエコ推奨店制度の周知・登録店舗の拡大等 (p.18) ・事業活動における食品ロス未然防止等の促進 (p.18)	フードエコ推奨店制度の周知や表彰制度など、積極的に取り組む店舗を評価する仕組みが示されているが、建設業での環境ISO取得と入札優遇のように、実際のメリットにつながるインセンティブは取組を始める大きな動機になると考える。取組には手間がかかるものの、企業ブランドの向上や無駄の削減によるコスト低減など、結果として多面的なメリットが生じている事例もあり、飲食店等についても、努力が売上や評価に反映されるような具体的な仕組みを検討してもらえるとよいと考える。 消費者側も食品ロス削減の重要性は理解していると思われるため、事業者・消費者の双方にとって「取り組むとこんなメリットがある」というインセンティブの視点をより積極的に打ち出していくことで、取組を広げやすくなるのではないかと感じる。	事業者に対するインセンティブは、取組を始めるきっかけとして非常に重要であると考えている。現在は、フードエコ推奨店に登録した店舗を県の特設サイトで紹介し、消費者の目に触れる機会を増やすとともに、おすすめメニューなどのPRができる仕組みとして運用している。 消費者側のインセンティブについては難しい面もあるが、食品ロスは「もったいない」という感覚に直結する問題であり、外食で注文したものを食べ残すことは結果として自分のお金を無駄にしているという側面もある。そのため、そうした意識をきっかけに、ロスを出さない行動を後押しできるような施策につなげていければよいと考えている。	【一部修正】 登録店参加を促進する仕組みづくり等を検討することについて追記しました(答申案p.18)。また、事業者と消費者の双方にメリットがある施策として、フードシェアリング等の実施についても記載しました。 <変更前> (ア) 三方よしフードエコ推奨店制度の周知・登録店舗の拡大等 事業者を通じた食品ロス削減の取組を促すため、市町や協議会等と連携し、推奨店制度の認知度向上や登録店舗の拡大を図ります。また、推奨店に登録することによって、食品ロス削減の取組が一層推進されるよう、登録店舗の意見や提案を聞きながら、新たな取組について検討し、実施します。 <変更後> ・三方よしフードエコ推奨店制度の周知・登録店舗の拡大等 「三方よしフードエコ推奨店制度」について一層の普及啓発を図るとともに、事業者の参加を促進する仕組みを検討するなどにより、認知度向上や登録店舗の増加を図ります。 ・事業活動における食品ロス未然防止等の促進 飲食店等で廃棄が近づいた食品をお得に購入できるフードシェアリングなどの事業者と消費者の双方にメリットがある食品ロス未然防止の施策の実施を検討します。

No.	記載箇所	委員御意見 (令和7年度第3回廃棄物部会)	事務局回答 (令和7年度第3回廃棄物部会)	対応案
5	食べ残し持ち帰り： 第4章 施策の方向性と食品ロス削減の取組 4-2 基本的施策 4-2-3 食品有効活用の促進 4-2-3-2 事業者等の取組促進 ・事業活動における食品ロス未然防止等の促進 (p.18)	素案p.16の「外食時の食べ残しの持ち帰りを促進していきます」という記載について、食品ロス削減の観点からは有効であると考え一方で、事業者側の立場に立つと、持ち帰り後に食中毒などが発生する可能性もあり、取組として実施することには難しさがあるのではないかと感じる。その点について、事業者のリスクや課題をどのように考えているのか、県の考え方を確認したい。	外食時の食べ残しの持ち帰りについては、食品ロス削減の観点では有効である一方、事業者にとっては持ち帰り後の食中毒リスクを懸念する声が多い点は認識している。国においても持ち帰りに関するガイドラインが示されており、やり方について一定の整理はされているが、現時点で持ち帰りを実施していない事業者に対して一律に取組を求めることは難しいと考える。そのため、県としては、すでに持ち帰りを実施している県内事業者を対象に、店のルールや指示に従った上で持ち帰りを促すといった形の啓発ができないか、検討しているところである。	【一部修正】 食べ残し持ち帰りの支援施策の対象として、既に実施しているまたは実施を検討している事業者を中心とすることを明記しました。また、国のガイドラインに基づき、「消費者の自己責任や食品衛生上の配慮を前提とする」旨を盛り込み、リスクについても触れる書き方としました。(答申案p.18) <変更前> 「・外食時の食べ残し持ち帰りを推進していきます。」「～食べ残し持ち帰り等に取り組む飲食店、～事業者の取組を支援します。」 <変更後> 飲食店等での食べ残し持ち帰りについては、既に実施している、または実施を検討している事業者を中心に、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン（消費者庁・厚生労働省）」（令和6年（2024年）12月）に基づき、消費者の自己責任や食品衛生上の配慮を前提として、情報提供や消費者への周知といった支援を行うことで、食品ロスの未然防止を促進します。
		外食時の食べ残しの持ち帰りについては、食品ロス削減の観点から意義がある一方で、現状の記載では、すべての事業者に一律に持ち帰りを推奨しているように受け取られるおそれがあると感じる。事業者側には食中毒リスクなどへの懸念があることも踏まえ、国のガイドラインや県内で既に持ち帰りを実施している事例などを参考にしながら促進していく、という趣旨が分かる一文を加えたほうが誤解が生じにくいと考える。	書き方について修正を加える。	

No.	記載箇所	委員御意見 (令和7年度第3回廃棄物部会)	事務局回答 (令和7年度第3回廃棄物部会)	対応案
6		事業者に対して食べ残しの持ち帰りを推進する考え方自体には理解する一方で、容器代など事業者側に費用負担が生じる取組であると感じる。そのため、事業者の自主的・善意の取組として求めるだけなのか、補助金などの支援を想定しているのか、その考え方を確認したい。	外食時の食べ残し持ち帰りは費用負担等も絡み難しい課題であるが、まず県としては「持ち帰り対応をサービスとして実施している店舗があるのに、十分知られていない」点に着目し、そうした店舗の取組を周知することが重要であると考えます。 補助金は事業者支援として有効な手段である一方、持ち帰りは運用面の難しさが大きく、どのように制度設計・運用するかは課題が大きいと感じる。 国のガイドラインでも、拡大一辺倒ではなく、消費者と店舗側の合意を前提に進める考え方が示されているため、そうした枠組みも踏まえつつ、県としてどのような支援が可能か検討していきたいと考える。事業者側に全面的に負担を求める整理でよいのかも含め、支援の在り方は引き続き課題であると認識している。	【一部修正】 現時点では、食品ロスの発生状況、食べ残し持ち帰りに係る県内の事業者の状況や、事業者が行政に求める支援、ニーズ等についての情報が不足しています。まずは、事業者に対してアンケート等の調査（答申案p.18）を実施します。 <変更後> ・食品ロス発生量等の実態調査 「効果的な食品ロス削減の施策を構築するため、食品ロスの発生量等に係る実態把握を推進します。～事業者等の実態について、アンケート調査等により把握に努めます。」